

## 越境する飢人と領主的対応

——天保四・五年の秋田藩と弘前藩——

菊池 勇夫

### はじめに

江戸時代、大きな飢饉ともなると、農村・在方では食べ物に窮し、周りからの助けも得られず家・村を離れていざるをえない人々が出てくる。あるいは緊急避難的に早く逃げ出す人々もいた。この行動を他散あるいは地逃げといった。食のあるところを求め歩き、施しや情けを受け命をつなごうとしたのである。史料のうえでは、「飢人」「窮民」「袖乞」「物貰」「乞食」「非人」などと記載され、あるいはその状態にあるという意味あいにおいて「袖乞体の者」のごとく「〇〇体」と書かれることも多かった。制度的・組織的身分ではなく、一時的・流動的身分状態であることが特徴であるが、明確に区別されて用いられていたわけでもなかった。本稿では史料に即して記す場合は別として、飢えた人という一般的な意味で飢人（きにん・きじん）を用いることとする。

東北地方の天明や天保などといった大飢饉では、こうした飢人がおびただしく生み出された。多くの場合、農村・

在方の飢人は城下町など権力・富・食料が集中する都市に向かった。都市内部からも飢人は発生した。都市には施行小屋（御救小屋・御助小屋・貧人小屋・非人小屋、あるいは単に小屋ともいう）が設けられ、飢人に対して居所と食が与えられたが生存環境としては劣悪で、疫病の流行などによって死が隣り合わせであった。それならば飢饉がひどくなる領内にとどまっているより、飢饉が緩やかな他領へ藩境を越えて出ていこうとする飢人も少なくなかった。むしろ、関所（番所）を通るための手形を取るといこともなかった。飢饉藩では飢人が領内から出ていくのを放置するようなこともあったが、入り込まれるほうでは関所（番所）や藩境の取り締まりを厳重にした。それでも飢人は比較的容易に越境し、北東北からはるか遠くの江戸にまで上る者もあったのである。

これまでも飢人を保護・管理した施行小屋や、越境していく飢人については折に触れて論じてきた。天保四・五年の飢饉において秋田藩で発生した飢人が近隣藩へ他領越えしていったことも以前取り上げたことがある。<sup>1)</sup>しかし、越境飢人の扱いが隣藩間でのようなものであったのか、十分な検討にまで至らなかった。その後、『弘前藩日記（国日記）』（以下、『国日記』と略記）のなかに、越境していく津軽飢人（まもなく立ち戻り）と越境してくる秋田飢人をめぐって、両藩間のやりとりがかなり詳しく記載されていることを知った。飢人のゆくえは飢饉論にとってかなめである。そこで、本稿では、旧稿となるべく使用史料が重ならないようにして秋田飢人に焦点を合わせ改めて論じてみたい。

## 一 秋田領へ入り込む津軽飢人

東北地方のヤマセ型冷害では出羽側より陸奥側のほうが農作物の被害を受けやすいが、天保四年（己年）の大凶作

の場合には少し様子が違って出羽側に強く現われた。出羽秋田藩では、多くの記録が天明・宝暦やそれ以前の飢饉と比べてもこのような飢饉はなかったと記しているように、天保四年冬から翌五年春夏にかけて、おそらくは同藩の近世史上最大の飢饉惨事となった。

ただ、天保四年大凶作で飢饉死を恐れて、いち早く離村・他領脱出の行動を起こしたのはそうした秋田藩の人々というより、まずは北隣の弘前藩の人々であった。八月中旬（新暦では九月下旬）凶作と決まるや否や、家族ともども秋田方面を指して郷里を立ち去ったのである。

『天保四年癸巳凶荒日記』（著者不詳<sup>2</sup>）は、八月二、三日の頃より米価が引き上がり、六、七日になって殊の外「乞食物もらへ（物貰い）」が出て、深沢通（青森周辺の地域を指す）では空家も多くあるという<sup>3</sup>と記している。そして八月一三日に金木村から弘前城下に帰ってきた者の話しに、同所は空家一四、五軒あり、皆他邦に出る心掛けだとい、また別の者によれば、早瀬野関所（秋田領への間道で脇番所があった）からの「出国人」がこの五日、七日のうち三四〇〜三五〇人あったという。『田畑仕入日記手間永福帳』（平山家文書）も「金木組今泉辺其外、大人数他散之由」（八月一九日条）と記している<sup>3</sup>。それほど飢えた状態には陥っていなかったが、天明の飢饉の経験などから早々に逃げ出したいとの気持ちがあったのであろう。

このような秋田領への他散の者に対して、弘前藩は放任の態度を取った。『田畑仕入日記手間永福帳』によると、他散の「袖乞之者」が弘前などを「大人数」で通行していると代官が上申しても、間山鉄五郎（郡奉行）や他の郡奉行衆は「只今他散之者田畑出作無之、国ニ有ても無益ニ付、相構江不申」（一〇月二九日条）という仰せであったという<sup>4</sup>。他散・離散の者は、田畑を耕作しない「遊民」「悪者体之者」という認識であり<sup>5</sup>、「無益」な者は保護・救済す

る必要がないとみる棄民観とでもいえようか。しかし、町奉行の山形宇兵衛などは納得できなかったらしく、「此間（八月一五日前後）他散之者」などが少なくとも、諸方の関所より訴えがあっても「如何様之御趣意ニ候哉、差留杯之義何共被仰付無之」、これには「寒心」と書き記している（『本藩事実集』<sup>6</sup>）。間山は八月二九日郡奉行の役職を解かれ、その後一月二六日に、郡奉行の役務を取り失い「他邦御外聞」に関わる大事を顧みなかったとの理由で「斬罪」となった。<sup>7</sup>藩主津軽信順と対立した家老津軽多膳派が失脚し、代わって笠原近江（のち家老）派が権力を握るという政変が絡んでいるが（詳細は省略）、間山に対しては「国民離散致せ候義不宜様人々申候」（『田畑仕入日記手間永福帳』<sup>8</sup>）と評判が悪く、他邦外聞もこのことをさしていよう。

ところが八月二五日頃になると、他散の動きが一転した。『国日記』<sup>9</sup>八月二六日条によると、藩はすでに間山らの方針を変更し、他散者を関所で差し留めていたが、以前に問道などを忍び出ていた者たちが他領の不熟を聞いてその多くが帰国してきたのである。そこで、碇ヶ関および大間越の両関所で粥の焚き出しを行い、また各町奉行の支配所でも「小屋」を建てて粥を焚き出し、用意した「ひねり飯」を持たせて銘々本所へ返すよう指示している。

いっぽう秋田藩側の対応であるが、「評定所」よりの申し渡しとして、近国が当作不熟により「飢人乞食体之者」が領内へ数多入り込んでいたとのことなので、境口やその他の「小道」なども嚴重に吟味して、決して入らせてはならないと命じている。合わせて、六十六部・虚無僧・供養巡礼・執行者・歌舞伎役者・大神楽・見せ物・菓売・香具売の類なども「御朱印所持」の者以外は、本寺証文・添状を持参しても入れ置かないという厳しい入国規制であった（『渋江和光日記』八月二二日条）<sup>10</sup>。それでも、津軽からの離散者が流入してきていたことになる。

秋田藩からの飛脚が八月二九日に弘前城下に到着した。秋田藩町奉行の橋本五郎左衛門・江間郡兵衛から弘前藩の

町奉行山形字兵衛・対馬俊蔵に宛て、近頃弘前藩の領分の者が妻子を引き連れて数百人秋田に入り込んでいますが、秋田では去年違作、今年はことに不熟で領民が難渋している、そこで取り調べのうえ送り戻すので、弘前藩のほうでも吟味してほしいと申し入れてきたのである（『国日記』八月二十九日条）。他国者を置きたくない秋田藩のすばやい対応であった。弘前藩は江戸への登せ物の付添者に対して、道中、他散の百姓に出会ったら、御国表では御救米が下されることになっており、碇ヶ関口に入ると粥を炊いてくれるのですぐに帰るよう申し含めよと命じている（『国日記』九月一日条）。実際帰村者には、笠原の命で一人につき二合積りの御救があつたが、「右御救ハ百性持合之組貯村貯ヲ以猥ニ救米被下置候杯と笑敷事候」と、藩からの支給ではなかつたことには批判もあつた（『田畑仕入日記手間永福帳』<sup>(1)</sup>）。

こうして多くの他散者が帰国したと思われるが、なかには久保田城下に至り、秋田藩の「施行所」に保護される者もいた。『国日記』一〇月二日条によると、秋田久保田の庄屋から弘前の町年寄への来状があつた。それは、津軽領の者が久保田表の「施行所」へ入りたいと願つたので「当分」入れ置いているが、一人ならずいるので追々取り纏めて「境口」まで差し送ることにする、ついでには受け取りの手配をしてくれるよう申し入れてきたものであつた。弘前藩はまず碇ヶ関奉行に対して、送られてきた者は早速に受け取り、以前から命じているように粥を与えたいので、本所までの行程を考量して「捻飯」を持せて出立させ、その者の名前に所書しておくよう、扱い方を指示している。

弘前藩ではさらに久保田へ「迎之者」を派遣することを決め、「施行所」の返還者は「大人数」ではないので「手輕」に扱うという判断のもと、その者が郡方支配か町方支配が分らないが、差し当たり郡奉行の吟味とし、近い組の手代一人・村役一人を派遣することになっている。秋田藩に対して町奉行の対馬俊蔵・北原懸蔵の名で、秋田藩町奉行

江間郡兵衛・橋本五郎左衛門宛に「内状」を送り、「呼戻」のために大庄屋一人・村役一人を久保田に派遣するので「施行所」にいる者を引き渡してくれるよう伝えている（一〇月八日条）。実際には郡奉行の手代を行かせたが、大庄屋と称するよう申し含め、郡奉行が直接取り扱っていることを伏せようとしたのであろう。久保田表での諸事案内については津軽屋太左衛門がしてくれることになっていた（『国日記』同日条）。

秋田久保田へ他散者の迎えとして派遣されたのは、和徳組大庄屋代の石山善太郎、庄屋代の福士保次郎の二人であった。庄屋代とあるから福士も郡奉行配下の者であつたろうか。そして一〇月二日に「施行小屋」に入っていた四人の者を引き連れて弘前に帰着している。この四人へも「御領分中御賄之御判紙」が下されている（一〇月二五日条）。こうして弘前藩による引き取りは完了している。

弘前藩郡奉行の山形宇兵衛が、この引き取り一件とは関係ないと思われるが御用使として久保田を往来した松本銀藏から、秋田の様子を聞いている。松本によれば、秋田領を九月に通ったさいには国元より他散の者が入り込んで「御国表之御制道不覚旨専ら申唱、肩を涸め罷通」ったのであるが、頃日の秋田領の「申唱」では、当年は奥羽の凶作でどここの領でも死亡の者がたくさんにもかかわらず、津軽領内では死亡の者が一人もなく、「今ニ難有御政道」で近国にはない「御仁政之由」といい、「御国之御政道を慕、御国へ罷越、助命致度」と、もっぱら語られていた。そして、帰りに秋田領を通ったさい凶歳の姿をはじめめてみて、心中不穏で恐怖したが、碇ヶ関へ入ると格別に穏やかで「快ク安眠」したというのである。<sup>(12)</sup>天保四・五年、弘前藩は他散者が引き返してくるほどであったから、ひどい飢饉状態に陥らずに済んだのであった。

## 二 秋田領内の飢人と施行小屋

弘前藩とは逆に飢饉へ向っていったのが秋田藩である。『天保四癸巳年記録』によれば、秋田郡十二所町近辺になるが、天保四年九月一九日の夜中に、捨子の三歳ばかりの小児が長楽寺の松に結い付けられていた。また、一〇月四日には独鈷村支郷の女が再縁のために三歳ばかりの小児を川へ捨てたとして吟味となり久保田に送られている。他にも子供に「乞食」をさせてその母が縁付くとか、夫が仙台へ「手間取」に行っている間にその妻が他の者へ縁付くといった例もみられたという。飢饉の悲劇は右の例も引いて、最初に母と子の間に起こることを以前指摘したが、<sup>(13)</sup> 九月頃から早くも飢饉化が始まっていたのである。

秋田藩が施行小屋の設置を領内に触れたのは一〇月一八日のことであった。秋田藩士黒澤道興の『大御番頭勤中公私日記』同日条に久保田城下に出された「町内江仰渡」の「覚」が記載されている。それによると、今年は「非常之凶作」につき秋田郡は上野、川辺・山本両郡は追廻・牛嶋の、合わせて三ヶ所に「窮民」の「御施行小屋」を懸けるので、「非人体之者」をみつけたときにはその施行小屋に行くよう申し含めることを命じている。<sup>(14)</sup> 仙北郡でも金沢中野村（羽州街道の間宿）の「御伝馬御用永久留書帳」（金沢中野財産区区有文書）に、このたび「乞食御救小屋」が神宮寺村・小館村に立て置かれるので、村々へ「乞食共」が来たときには同所の「御助け小屋」へ「村送」して行かせる、もし歩行できない者の場合にはその村方で「介抱」して「篝」（かご）で同所まで送る、万一その村に「倒死之者」が多人数あったときにはその村役人の落度とする、といった同日付の「覚」が書き留められている。<sup>(15)</sup>

さらに平鹿郡でも同月、御救小屋が腕越開発場へ、巳之助という者の家を借り上げて引っ越し、西山通の阿気・種

森両村にも小屋を建てる事が達せられた。村々枝郷において取り続きかねる者は郡限りに建てる小屋に入れるが、なるだけその居村に置いて手当するようとの命であった(『被仰渡控』横手市・沼田文書<sup>16</sup>)。他に秋田郡阿仁の米内沢に施行小屋が懸げられているのが知られる(鷹巣村肝煎成田兵左衛門『天保四年癸巳凶作之記』<sup>17</sup>)。秋田領全体の設置状況は知られないが、弘前領の鍵屋源蔵が大坂からの帰り、一二月末頃の秋田領往来筋には「御助小屋」が二六ヶ所もみえたというから、羽州街道の要所に設置されたことなるうか(『本藩事実集』<sup>18</sup>)。城下の施行小屋に集中しないように、郡の範囲内に止めておきたいというのであったろう。

前出の黒澤道興が一月初め、六郷熊野堂参詣の名目で御暇を取り知行地の千屋村(仙北郡)へ廻在したが、同九日刈和野村から久保田への帰途、船岡村・椿川村通では八〇〇軒が「明ヶ家」になり、峯吉川村では餓死者も見当り、「誠ニ目之当られぬ事」であった。そして、道中で「御小屋」に行くという三〇〇四〇人に出逢い、そのうち子供連れの者へ錢を呉れて帰宅したと記している<sup>19</sup>。一月頃弘前に入ってきた秋田領の風聞によれば、秋田領では餓死者が所々にあり、能代松山に多くみられるとか、大館では一〇月よりこの頃までに一〇〇人余が死亡し、田町川原の大穴に死骸を投げ込んだとか、能代近在・松山近所には所々「明屋」があるとか、伝えられていた(『本藩事実集』<sup>20</sup>)。一〇月には餓死する者や飢人の逃亡が出始めて空家が目立ち、藩が設置した施行小屋、とくに久保田の施行小屋を目指す者たちが多かったのである。

しかし、飢饉記録が伝えるように、施行小屋に入っても命の助かるのはきわめて難しかった。『天保四年飢饉万覚書』(著者不詳)によれば、天保四年二月初め頃、久保田の「非人小屋」で一日に六、七人ずつが死亡した。そして翌五年正月五日頃までには「御小屋」の者の死亡が二〇〇〇人余になり、千人塚を牛島の弘願院の寺内に二本建て

たという。その後三月下旬、弘願院の「非人」は死亡あるいは在所へ帰って「御取ほこし」になり上野の小屋ばかりが残ったが、当時三〇〇人くらいがそこにいたと記されている。<sup>(21)</sup> また、天保五年二月の『中村伝五郎上書』によると、その頃までに城下三ヶ所の施行小屋ばかりで一〇〇〇人余の死人とも聞こえていた。<sup>(22)</sup> 小屋入りの「乞食非人」には一人につき一合五勺の「御宛行」で「御救」したというから(『伊頭園茶話』の「天保癸巳慘状記事」)、<sup>(23)</sup> 天明の飢饉のさいの他藩の施粥などに比べればかなりよくなっているといえようか。

小屋入りした者の境涯としては、秋田郡北比内の坊沢村の四〇歳前後になる某夫婦のことが世評となった。一〇月頃、七〇歳になる老母を捨て置いて仙台の方へ行ったが、回り回って久保田の施行小屋に入った。小屋では「頭」を勤め、食がよかったために「肥々」としていたが、十二月になって夫婦・子供とも皆死んでしまったという。取り残された母も所々往来しているうちに舌を喰切って死んだとのことであった(前出『天保四年癸巳凶作之記』)。<sup>(24)</sup>

右の『天保四年飢饉万覚書』の記述からは三月頃にいったん飢饉状態が弛んだようであるが、その頃から疫病が流行りはじめ、六月下旬ないし七月上旬まで疫死する者がおびただしかった。とくに六月頃が最も激しく、『黒澤家日記』によると、去秋(天保四年)より「非人」が同屋敷に毎日一五、六人、あるいは二〇人来たが、六月一二日には四〇人余も来て「誠ニ非常之事」であるとし、毎日朝の内には「少々雑飯」など呉れていたが、これだけ来ると全員に与えることは行き届きかねるとしている(六月一三日条)。黒澤が六月一五日に保戸野の方へ行ったさい、通町橋に「非人」三人が死んでいるのを見ているが、毎日橋々に両三人ずつ死人があるのだという。同一七日には湊へ連れ立って「投網」に行ったが、その途中、長町で一人、寺町で二人、湊で一人、寺内で一人、横死の者が見当り、日暮に通町橋を帰ったところ「非人」六〇〜七〇人が集っているのを見て、ここでも「誠ニ非常之事」であると記してい

る。<sup>(25)</sup>

『伊頭園茶話』（「天保癸巳慘状記事」）も、当三月より七月上旬まで「非人共」が通町橋より六丁目橋まで隙間なく宿り、昼夜の差別なく内町・外町の橋には日々死人が数多あり、死ぬと孤包にして背負い通行する者は限りないと記している。これらの死者は、去秋中より「悪食故一体疲れ」て、ことに春中より六月下旬まで傷寒の流行や暑気に負け、あるいは痢病に罹った。藩の方ではお抱えの御典薬や医者らに製薬させて与えたが、「下地弱き者」ゆえに薬力も及ばず、死去する者は「洪大」となったのである。<sup>(26)</sup>これらの「非人」となって死んだなかには城下の者も含まれようが、多くは久保田を目指してやってきた人々であったのだろう。平鹿郡田村郷の記録によると、六月一四日の廻状で、「乞食体の者」が村に来たとき、両郡（平鹿郡・雄勝郡か）の者の場合には「村送り歩夫」を差添えて出生地へ送り、両郡以外の者の場合には角間川まで同様に送ることとし（角間川からその先の関係村へ連絡して送るというのであろう）、村々から「乞食」を出さないよう「宛行」ことを命じられている。<sup>(27)</sup>等閑の場合、肝煎・長百姓は無調法というのであったが、村から出た者たちがそれだけ多かったということを示している。<sup>(27)</sup>

雄勝郡桑崎村の肝煎高橋正作のように、「国恩」を忘れず、身を慎み、正直に道を守り働く者は皆助命したが、心掛けの悪しき者は出奔或いは放蕩して乞食となり、或いは一族親子夫婦離散し、「全戸死絶る」もあり、などと記しているものもある（『飢歳懷覚録』<sup>(28)</sup>）。前述の弘前藩のある役人の発言とも共通している。そのような脱落的な見方は貨幣経済が進行し非農業的な雑業層が増えていくにもなっており、「乞食」化した飢人に対しても強まっていくものだろうと推測される。そのような自己責任的な捉え方ではなく、飢人それぞれのリアルな個別事情に踏み込んでいなくてはならないが、本稿では果たせない。

### 三 領外へ出ていく秋田飢人

秋田領内の飢人のうちには藩境を越えて近隣の藩に逃げて行った者たちが大勢いた。まず、その動きを大づかみに把握しておこう。

弘前藩への流入では、前出『田畑仕入日記手間永福帳』によると、午年（天保五年）の春より「秋田人」が多く入り込み、所々で死亡する者が多く、在々でも救ったが及ばずに病死した。弘前でも同様であり、「死人（非人カ）小屋」を懸けて一人一合の割合で、大釜で「粥煮」して施行したが、大方が時疫を煩い、日々の死人は山の如くにあり、白道院の寺内へ穴を穿ち、同寺の取り扱いで日々穴へ埋めたという。<sup>29</sup>津軽に越境した秋田飢人をめぐる弘前藩と秋田藩のやりとりは『弘前藩庁日記（国日記）』に詳しいので、節を改めて述べることにしよう。

南部盛岡藩に対しては大館方面から隣接する鹿角郡に入り込んできた。毛馬内上町の商人（旧宅は瀬田石村）田中平左衛門の『諸用書留帳』は、前述の八月中旬の、津軽から「竈取仕廻」（竈を取り仕舞い）、秋田・仙台へ向う人々のことについて書き留めている。一日に二〇〇人ばかりいたとし、八月二〇日過ぎには「人留」によって秋田大館より国元に返されたという。津軽の他散者のことは鹿角あたりでも取沙汰されていたことになる。そして、天保五年になると、鹿角地方へも秋田表より乞食が大いにやってきた。とくに、田植えの仕付け最中（五月頃）に秋田の百姓が「作地」「持地」ともに捨てて「竈ヲ仕廻」、当国（盛岡領）へ来る者が少なくなかったとしている。<sup>30</sup>

『乞食頭丁助天保凶年秋田南部日記』という天保七年の弘前藩密偵の報告によれば、同四年凶作のさい鹿角郡の花輪町町人小田島徳兵衛（七年当時には盛岡平士格）が秋田の「究民」（窮民）に対して粥を施行したことがあって、

同七年二月に秋田藩より徳兵衛方へ右の施行人別を書き上げるよう申し入れがあった。その人別を差し上げたところ、同七年六月頃に秋田藩より米が入り用ならば取り組むと言ってきた。その頃は鹿角の作体の善悪がはっきりしなかったので延引していたが、八月になって不作に決まったので、徳兵衛が秋田藩へ米二万俵の払方願いに赴いて当時久保田表にいるとのことであった。鹿角での風説では先年の救済の訳柄があって、そうした米の相談になったと受けとめられていたという。<sup>(31)</sup>

ついでに述べておくと、この毛馬内あたりから仙台へ手間取りに行った者も仙台藩による境口での「人留」によって返され戻ってきた。同様の対応は松前藩でもみられ、津軽や秋田から松前へ渡り、一〇ヶ年もその地に住居していた者に対してまで渡海（帰国）を命じ、国々へ返されたという。藩境での「人留」の強化はどここの藩でもしたことがあるが、それでも飢人は頻繁に藩境を越えていたことになる。盛岡城下では米価の高騰によって、天保四年の八、九月までに六、七千人が他国へ出ていき、盛岡より仙台領へ向かう道端所々には「渴死」した死人がたくさんいたと噂されていた。<sup>(32)</sup>

盛岡藩花巻地方では、『花巻城代日誌』の「倒者」の項目のなかに、天保四年一〇月一四日に届け出られた秋田領の者の事例がみえる。二子通北方丁目村の瑞興寺坂で倒れていたもので、「川原小屋」の者に片付けさせているが、その「倒者」には女房と子供一人がおり、「川原小屋」に一夜逗留させて送り返した。<sup>(33)</sup> 稗貫郡高木通東十二丁目村の百姓孫左衛門の『同（天保）五年午年之事』によれば、天保五年六月頃、秋田より質流れの衣類、絹布、椀が「大変」（大量）に入り、下値で盛岡・花巻・黒沢尻の市日で売られていたという。人間ばかりでなく物品も領外に流出していたのである。また、「仙台え雑人参候事」として、天保四年一〇月頃より翌五年三月末にかけて「奥辺」より「竈

返し」の者たちが、なかには老人・小児を連れて、数限りなく往還筋を歩いていくのが目撃されている。鬼柳の関所（番所）を避けて岩谷堂の方に出るのだという。<sup>34</sup> こうした飢人の群れのなかには秋田からの者も混じっていたに違いない。

南部八戸藩でも秋田飢人が確認される。『年稀集』という八戸藩の年代記（天保三〜明治四年）によると、天保四年の暮より八戸城下に「乞食体」の者が数人来るようになり、翌年春になり弥増しに数百人にもなった。彼らは、秋田在ならびに福岡、市ノ戸（二戸）、鹿角、浄法寺（以上盛岡領）より来たもので、老若男女が連れ立って、銘々赤碗を持ち、御家中丁や町在へも入り込んだ。「小屋頭」へ達して領境まで追い払うが、直様に脇道より帰ってくるのだという。正月末より四月まで餓死人がみられ、根城館の長所に四、五人、館越山に両、三人、惣門堤端に一人の餓死人であった、また四月初め頃であるが惣門御番所脇坂の下堤端に女一人が死んでいた。大麦の実取りがなかったの、弥増にまた「乞食」が来たという（天保五年七月朔日条）。<sup>35</sup> 以上のなかには含まれないかと思われるが、『八戸藩勘定所日記』天保四年二月八日条に、荒町惣門杉ノ下に二〇歳ばかりの女が倒れており、「人主」などのいない秋田領の者とわかり「小屋頭」へ預けられている事例なども知られる。<sup>36</sup>

秋田領から藩境を越えて最も多く逃亡した先は仙台藩であったろうか。ここでは江刺郡黒石村の『天保凶作記事』を紹介しておく。仙台藩では天保四年の凶歳にさいして国中ほどよく救助がなされ、餓死する者が一人もなかったが、他国の南部・津軽・秋田・最上の唱え（噂）が思いやられた。とくに秋田・最上では食べ物として「草わら（藁）」はいりまでもなく、翌春にいたると生きた牛馬や犬猫まで食べ、終いには土を制して米の粉を入れて食べ、大いに死んでいるという。そして、「乞食袖乞鉢の者」が多く「御国」（仙台領）に入ってきて、これを助けるために城下や石

巻には小屋が懸けられ、江刺の中心である岩谷堂でも土手へ小屋を懸け「助情」がなった。この地域の大きな農家では労働力確保のために「一季質物」を雇う例であったが、南部・秋田から入ってくる人を給金なしの「扶持」（食扶持）ばかりで奉公人として置いたが、働きのよい人がまだまだ「下落」してくる（逃げてくる）だろうと雇うのを述べているうちに、無給分では居る者がなく、扶持ばかりで置いた人も「取逃駆落」される始末であったという。<sup>37</sup> 前述のように仙台藩は藩境の「人留」をきびしくしていたが、いったん入り込むと、食料の貯えがある百姓に生き延びるために不利な条件で雇われる者もいたのである。飢饉状態が進むとそうした大農家も奉公人を抱えておけなくなるが、天保四・五年の仙台藩はまだ余裕があったことを示している。

秋田領から仙台領に働きに来ていた者の個別の事例をひとつあげておこう。塩釜の越後屋で「手間取」をしていた「秋田出生」の者であるが、秋田などは段々と「餓死」に及んでいると聞き、両親兄弟の「行衛」を知りたいと主人に「いどま（暇）」を願った。主人も「しんせつ（親切）成者」と思って、白米五升をその「下人」に与えて秋田へ遣した。生れ里へ行って村内を見たと、十軒に一軒くらいしか人が居らず、親の家に行ってみると、門戸をあけたままで一人も見えなかった。隣家を尋ね、そのあるじが裏座敷に臥しているのではと教えてくれたので、裏屋に行ってみると兄が一人藁をまとして臥していた。両親妻子はどこへ行ったか尋ねると、皆餓死したのだという。貴殿も長居していると生残る我々に喰われてしまうかもしれないので、早速仙台へ戻って命ばかり助かり、先祖の名跡を引き継ぐよう兄にいわれた。そこでやむをえず早速塩釜へ戻ったというのであった。このような話が真実味をもって語られていたのである（松島村真野家文書『天保飢饉の記録』<sup>38</sup>）。

この記録も伝聞に天保四年の「不熟不作」では、羽州秋田、最上、南部、米沢、伊達、相馬が「当御国元」（仙台）

より別して飢渴に及んでいるとし、飢人たちはそうした仙台の状況を知って流入してきたのが特徴であった。以上のほかに庄内などへも秋田から入り込んだとする史料があるが、ここではその指摘にとどめておく。

#### 四 津軽へ入り込む秋田飢人―弘前藩の施行小屋―

最後となったが、弘前藩が越境してくる秋田飢人に対してどのような臨んだのか、『国日記』によって検討してみよう。

天保四年一〇月、弘前藩は「倒死」の者の「取扱向」を決めた。当年は格別不作により「究民御救」として一合五勺ずつ手厚く与えることにしたので居村から他散していかないであろうが、常々の不行状で居村しかねる者や他領者もいるかもしれないので、惣組一ヶ所に「御救小屋」を取り建てることにしている。「袖乞体」の者や「病倒」などは見当たり次第手寄りの「施行小屋」に送り、食料を与えて「介抱」し、住所・名前を糺して村送り・宿送りせよというのである。「倒死」の者については先格による取り扱いとした（一〇月一九日条）。他領者の飢人も領民と同様に「御救小屋」で保護するという原則となった。

一 一月下旬には他領者が忍んで徘徊するようになり、その対策が検討された。「御国住居」の願い立てを済ませずに他領者を内々に借家住まいさせ、あるいは寄宿させるのは心得違いとし、商人であっても関所口での「入切手紙」や、湊口での「水上切手紙」を持参していない者には宿を取らせてならないと取り締まりを厳重にしている。問屋や往来宿は止宿した旅人の名前・逗留日数・出入りの関所口を一ヶ月限りに書き留めておくこととされた。諸勧進、薦僧、六部、姓名の紛らわしい牢人、俳諧師、書画師、談義僧、浄瑠璃語りなどの「無益之遊民」は三関所（碓ヶ関・

野内・大間越)や湊口より入ることを禁じた。ただし、松前へ往来の者に限っては吟味して通し、往来の訳を「切手紙」に書き入れて渡すことにしている。このように関所口・湊口を厳重にすると、「間道」「脇道」を忍んで往来する者が出てくるので、山役人に対しても不締りのないよう命じている(一月二五日条)。

秋田からの流入が問題になってくるのは翌五年の一月二〇日頃からである。秋田表から弘前領に「袖乞」の者が入っていないか見聞させたところ、頃日大館辺より一人「袖乞」が回ってきたので、和徳町の名主に取り扱いを命じている(一月二〇日条)。

二月になると間道(脇道)越えの者が出てきた。碓ヶ関の脇道である早瀬野村で、脇道番人から秋田の越山村吉三郎親子を、食料等を与えて送り返したとの報告があり、今後は右様の者の扱いは村方にしてほしいとの申し立てであった。そこで、間道越えの者に対して当領も凶作の訳柄を話して帰国を諭すが、疲労に及ぶか日暮れに差し掛かったときには、同所詰合の役筋の者が打ち合せて手厚く取り扱うこととし、同所番人の廻山・諸御用が行き届かないので二人から当分四人に増やし、また止宿賄方・送り返しは早瀬野村庄屋が扱うことになった(在方は郡奉行管轄、その他は山奉行管轄、二月九日条)。

その頃、弘前城下に入り込んできた秋田からの「袖乞」の者は土手町宿松屋万四郎へ預けられていた。そのうち大淵村の平左衛門夫婦、および国元の母が大病で看病したいという越山村伊八妻・妹の兩人が帰国を願ったので、当分の御救いを申し出ていた申松も伊八妻の帰国に同道させて帰国させることにしている。帰国にあたっては途中、「腰兵糧」を持たせて碓ヶ関迄まで送り、同所よりも同様に持たせて向地へ行かせるというものだった(二月二一日条)。

こうして「袖乞様」の他領者の領内徘徊が間々みられるようになり、前述の旧冬十一月関所口の取り締まりがさら

に厳格となった。とくに松前地へ行くと申し出て入ってきた場合には、同所（松前）も米穀払底で他領者を堅く禁じていると聞こえ、当国（津軽）も馱々の賄い方が不自由で往来が難渋するので帰国するよう諭すことになっている。しかし、「袖乞体」には見えず「実正往来」の旅人と判断されるときには、松前地に行く目的や通りの道筋を「入切手紙」や「旅籠帳」に書き入れて通すことにした。松前地では春の鮭漁の季節がやってくるので、その入国までを禁止できなかったからである。むろん道筋が違い、切手紙を所持していない者は関所口へ送ることになる。松前地より来て通行する場合も同様の扱いとされた。取り締まりの強化はいっぽうで間道の忍び入りが懸念され、間断なく見守ることとされている。また、関所口を出ていくさい飢渴に及んで境内で死ぬようなことがあってはならないので、とくに秋田領の者へは粥を施して返すようにと指示していた（二月二日条）。ずいぶんと秋田者に神経を使っていたふしがある。

二月二九日現在、弘前城下の「秋田袖乞」の者は男女二四人で、土手・和徳の両町宿屋へ預けられていた（二月二九日条）。藩は領内にいる秋田飢人を残らず城下に集めるという方針であった（三月一日条）。そのころ、秋田藩役人（橋本五郎左衛門・清水新六郎、町奉行）からの来状（本多東作・北原惣藏宛、町奉行）があり、この者たちへの手当は気の毒なので大館町の肝煎を派遣する、秋田領の者に間違いなければ引き渡してほしいという挨拶であった。弘前藩は当地に留め置く者は則引き渡すとの返翰を出し、引き渡しのさいの取り扱い向きの箇条書を定めた。それは、諸事先達での通りに扱う、引き渡し前に蓑笠の用意のない者には蓑笠を与える、引き渡しのさい町目付・名主に取り扱い向きを申し付ける、出立の日は飯を与え、出立の日に「途中用意」の「ひねり飯」を持たせる、途中不時の病人または足痛みのさいには郡奉行の命によって通り筋の村々に人馬を差し出させる、先達での秋田藩が行ったと同様に迎

えに来た者に金一〇〇疋を与える、碇ヶ関止宿のさいの賄方および関所出のさいの「ひねり」用意は町奉行（弘前）より碇ヶ関町奉行まで申し通す、というものであった（三月一日条）。天保四年一〇月に秋田藩が飢人を弘前藩へ引き渡した先例にならっていた。こうして秋田藩から迎える者が碇ヶ関に来て「袖乞」の者を引き取っていった。三月四日に碇ヶ関に止宿した人数は一七五人で（迎え人を含む全人数か）、一人に一飯二合積の賄いをし、「途中用意」の「ひねり飯」は一人につき三合積であった。五日の朝に同所関所口を送り出したことなるう（三月七日条）。

『天保凶荒録抄』によれば、秋田藩に引き渡された「流転者（窮民）」はおよそ一〇〇人余であったが、途中綴子駅辺で大半が逃亡し再び津軽に入り込んだという<sup>39</sup>。その者たちは分らないが、早瀬野往還の番人が申し出るに秋田者一八人が番所の後を通るのを見付けたので、村方人夫を動員して境まで送り返したとのものであった（三月一日条）。弘前藩ではこの後秋田領の「袖乞体」の者が弘前町へ入り込んできたときには、これまでの振合いのように白米二合ずつでは際限がなくなるので、以来一日一合五勺ずつの焚き出しの粥を与えることとし、かねて触れ出していた通り、町役より碇ヶ関問屋宛の添状とともに人夫をつけてその者を小栗山村へ送り、それより村送りして関所の外へ払い出すという段取りであった。これまで「途中用意」の握飯を持っていたが、以来は通筋の村々が空腹になったさいに有り合わせの雑飯でも与えるようにと、取扱いの軽減化を指示している。また、今後問道を忍び入りする者がいたら詰合の者の落度とすると、問道取り締まりの徹底を命じている（三月一四日条）。

四月になると、秋田領から来る「袖乞の者」が追日大勢になり、用心向きもよくないとして「施行小屋」を取り建てる、当分の内「御養」することを決めた（四月一四日条）。設置場所は楮町畑地のうちで三間に一〇間の小屋という原案であったが、白道院を借り上げるべきかとの意見も付いた。小屋設置にあたって、①一日一人につき「糧物」

を入れ混ぜ玄米一合五勺積りの焚き出し粥とする、②その取扱いには大組諸手足輕のうち兩人とその上締りの足輕目付一人をあてる、③收容者については秋田何郡何村誰子兄弟といった訳を糺して人別帳を作成し、「御養」のうえは決して弘前町を徘徊させない、④浦々や在方を徘徊する秋田者は弘前施行所へ送ることとし、浦々は町役・重立の者、在方は村役・帯刀役の者のうち、一兩人がこれにあたり僉議のうえ一人も落ちなく取り集める、という実施方法だった。同日、白道院（新寺町、浄土宗）で「御養」することを決め、その取り扱いを町同心四人に命じ、賄方・諸事取り締まりとして松井健左衛門があたり、ほかに名主・月行事のうち両三人が取り扱い方に関わることになった（四月一四日条）。

この日、楮町の田甫で秋田者が果てていたが、町年寄からの申し出通りに和徳村専修庵へ仮葬するよう命じている。こうして増えてきた死者の扱いであるが、惣組代官が申し出るには、秋田表よりの「袖乞」の者が「餓死」するたびごとに代官が「検使見分」を受けているはその「御扱重」になるので、以後手代に見分させて仮葬したいというのであった。藩はこれを認めたが、関所で「入切手紙」や「寺請状」を所持する者については郡奉行の差図を付けて代官が取り扱うこととし、仮葬のたびごとに申し出るように指示している（四月二六日条）。

その後、『国日記』に秋田者死亡の報告例がいくつかみられる。五月一五日条の青森町奉行の申し出によれば、秋田比内郡黒沢村市之丞子の嘉七という者が「袖乞徘徊」していたので、同所博旁町旅籠屋要左衛門方へ預けておいたが、四月二六日に病死し、嘉七母のふち、および宿要右衛門からの葬方の願い出により常光寺へ葬ったというものであった。また、五月二四日条の郡奉行の申し出では、秋田鷹野巢村長之助という者の親子二人を広須組兼館村より藤代組川村まで送ってきたが、同村より種市村へ送る途中で長之助が急病となり、立ち帰った人夫の者の申し出によっ

て村役が色々薬用を加えたが死亡した。手代が行って見分を申し付けたところ死骸に別状がなく、またある程度の年齢の子供が付き添っていたのでこれも手代が僉議したところ急病で果てたのに相違なく、村役の世話によって同村墓所へ葬ることになった。なお、子供は白道院へ送られることになっている。

さらに、六月一二日条の郡奉行の申し出は、常盤組柳村領八幡宮堂に子供兩人を連れて寝臥していた秋田早口村彦兵衛という者の妻の場合であった。僉議したところ、白道院へ行きたいということであったので、「行駄」で（馬に乗せてということか）藤崎村へ送る途中、彦兵衛妻が大病に見えたので、同組中島村の在医中浜秀庵に懸け合せて色々養生を加えたが病死した。昼夜番人を付けていたが、役筋の者の見分のうえ片付けたいとのことだったので、足軽目付が行って死骸を見分している。別状がなく片付けとなったが、子供兩人は白道院へ送ることになっている。

七月になり、白道院に「御養」の者たちは楮町へ移された（七月六日条）。そのさいに、「御養」の者が病死したさいには和徳町専修庵に葬ることとされている。白道院詰合の足軽目付、大組諸手足軽、町同心はこれまでの通り勤めるが、足軽目付は「居勤」を用捨し、昼夜時々の見舞い（見廻り）と食料渡しのときの立合いで済むことになっている。弘前城下での白道院の施行については、前出『天保凶荒録抄』などにも書かれているが、『国日記』の記載の紹介にとどめておこう。

## おわりに

以上、天保四・五年の藩境を越える飢人の動きとそれに対する藩の対応を詳しくみてきた。当初飢人は弘前領から秋田領へ入り込み、まもなくして逆転しそれ以上に秋田領から弘前領へ入り込んだ。秋田藩は弘前飢人を弘前藩へ引

き渡し、また弘前藩もそれにならって秋田飢人を秋田藩へ引き渡したが、その後も弘前領に入ってくる秋田飢人を弘前に施行小屋を設けて「御養」（保護）した。他国飢人は一時的に保護しても領外に追い返す、あるいは領主間の掛け合いで引き渡すというのが基本であったが、弘前藩がそれを超えて、領民と同じように飢饉が収まるまでの「御養」に踏み出していたことは、越境飢人の救済として一歩進んだ段階を示すものとして注目してよいのではなからうか。

天保七・八年の飢饉では弘前領から秋田領へ飢人が流れ込んだ。天保七年一〇月他散の者二〇〇〇人、翌年一月末秋田への流散の「究民」一万人といい、同年八月弘前藩主が国元への下向で秋田領を通過したときには、数百人の流民が駕籠先に出て御救いを願い出、残らず連れ帰ることがあった。<sup>(40)</sup> 秋田領に流入したのは、弘前領民ばかりではなかった。『黒澤家日記』は、仙台・南部・津軽の「三ヶ国」の領民が「非人」となって、秋田領の城下や下筋に「沢山」、「莫太（莫大）」来ていると記していた（天保八年四月二日条）。<sup>(41)</sup>

これらの三藩からの飢人流入に対して秋田藩はどのように対処したのであろうか。弘前藩の記録のなかには、天保七年に不作・悪作となった津軽・仙台・南部の「究民」が秋田へ参り、秋田藩では大館に「小屋」三軒を取り建て「三ヶ国」の「飢人」を入れ置き、一人に三合ずつの扶持を与え、病者がいれば医者に診せ薬まで与えて介抱してくれた、これは「広大ナル御慈悲」だと感謝しているものもある。天保四年不熟のさい弘前藩が救済したことへの「御返礼」ではないかという受け止めかたであった。<sup>(42)</sup>

秋田藩における天保七・八年の他領飢人の扱いについては十分に検討する用意がない。天保八年四月二四日の触れでは、領内に入り込んだ「流民」はおびただしく、「不便（不憫）」であるが、当領も作方がよろしからず夫食のない村々や飯料払底の町場が多いので、やむなく「流民」を四方境口・小道で吟味し、論して返すよう境口番ら関係筋

に申し渡している。<sup>(43)</sup>しかし、すでに入り込んでいる「流民」はどのような扱えないし境遇だったのであろうか。金家文書『年々被仰渡帳』によると、津軽・南部・仙台大凶作で両国（津軽・南部を指すか）から「乞食」数万人が入りこみ、秋田郡米内沢の近所の村々では「無給」で抱え置いた人数が郡方の取り調べで一七〇〇〜一八〇〇人いたという。同帳は両国からの「乞食」を大館の施行小屋で取り扱ったことも記しているが、<sup>(44)</sup>他領飢人の一部には、天保五年の仙台領と同じように余裕のある百姓に奉公人として抱えられる者もいたことが知られるのである。そうした村の対応など、今後の課題としておきたい。

## 〈注〉

(1) 拙稿「地逃げ」について―天保四・五年秋田藩を中心に―（『伝承と文化』第二六号、民俗調査の会、一九九三年）。また、『近世の飢饉』（吉川弘文館、一九九七年）でも「藩境を越える飢人」という一節を設けて概説した。施行小屋関係の論稿は他にも『飢饉の社会史』（校倉書房、一九九三年）や『飢饉から読む近世社会』（校倉書房、二〇〇三年）に収録したので参照していただければありがたい。なお、本稿の内容とは関係ないが、右拙稿において、史料中の蝦夷地への備米売却を、誤って蝦夷地の備米として売却したように説明し、人名も間違えている箇所がある。機会があれば訂正したいが、ここに付記しておく。

(2) 弘前市立図書館所蔵八木橋文庫。

(3) 『五所川原市史』史料編<sup>2</sup>下巻（五所川原市、一九九六年）二八〇頁。

(4) 同前書二八三頁。

(5) 同前書二九一頁。

- (6) 『本藩明実録・本藩事实集』下(みちのく双書、青森県文化財保護協会、二〇〇四年)一三九頁。山形宇兵衛は同年九月一日に町奉行から郡奉行に役替えになり、一月一七日郡奉行のまま御側役になっている。
- (7) 同前書一四〇、一六五頁。
- (8) 前掲『五所川原市史』史料編2下巻二九一頁。
- (9) 弘前市立図書館所蔵。ここでは開架複製本を使用。
- (10) 『渋江和光日記』第九卷(秋田県、二〇〇二年)八七頁。
- (11) 前掲『五所川原市史』史料編2下巻二八三頁。
- (12) 『本藩明実録・本藩事实集』下一七四頁。
- (13) 『国立史料館蔵大館地方資料文書』(大館市史編さん調査資料第八集、大館市史編さん委員会、一九七三年)五〇頁。なお、飢饉下の捨子については、拙著『飢饉から読む近世社会』(校倉書房、二〇〇三年)第一部第三章「飢饉下の捨子・子殺し―東北地方を事例に―」で論じたことがある。
- (14) 『畷澤家日記 天保四年』(秋田市立佐竹史料館編集発行、二〇〇八年)九〇〜九二頁。
- (15) 『横手市史』史料編近世1(横手市、二〇〇七年)七一〇頁。
- (16) 『秋田県史』資料近世編下(秋田県編集、一九七九年復刻版)七八五〜七八六頁。『秋田県史』第三卷近世編下(秋田県編集、一九七七年)によると、御救小屋は城下に牛島・笹町・矢橋・上野の四ヶ所、一郡に二ヶ所ずつ設置し、平鹿郡は阿気村と十文字村であったとしている(一六一〜一六二頁)。
- (17) 秋田県立公文書館所蔵、東山文庫。小阿仁の沖田面村『福昌寺過去帳』にも、「処々江御救小屋建被置、夫々ニ御取扱被下候得共、死もノ数不知、小阿仁は米内沢江御小屋掛リ申候」とある(『上小阿仁村史資料編』上小阿仁村、一九九三年、二五五頁)。
- (18) 前掲『本藩明実録・本藩事实集』下一七四頁。

- (19) 前掲『黒澤家日記 天保四年』九五～九六頁。
- (20) 前掲『本藩明実録・本藩事実集』下一七三頁。
- (21) 秋田県立公文書館所蔵東山文庫。
- (22) 高橋秀夫・小沼洋子「天保五年秋田藩の凶作、一揆をめぐる一藩士の上書―中村伝五郎上書について」『秋田高専研究紀要』第一〇号（一九七五年）五頁。中村伝五郎は御膳番、この上書後に仙北郡の郡奉行となる。
- (23) 『新秋田叢書』第一一卷（歴史図書社、一九七二年）三〇〇～三〇一頁。秋田中村重久の飢饉騒動よりの摘録。
- (24) 成田は施行小屋について、その取扱いは極窮者ばかりなので人数は「不足」であるが、死人は「莫大」と記している。
- (25) 『黒澤家日記 天保五年』（二〇〇九年）四五～四六頁。
- (26) 前掲『新秋田叢書』第一一卷三〇〇～三〇一頁。
- (27) 『田村郷日記』九（大雄村教育委員会、一九九五年）二三七～二三八頁。
- (28) 田口勝一郎編『史料近世秋田の農書』（みしま書房、一九七五年）七八頁。
- (29) 前掲『五所川原市史』史料編2下巻二九一～二九二頁。
- (30) 『鹿角市史資料編』第二八集（鹿角市、一九九六年）五九頁、六四頁、六五頁。
- (31) 『飢渴もの』下（近世社会経済史料集成五、大東文化大学東洋研究所、一九七七年）四四二頁。
- (32) 前掲『鹿角市史資料編』第二八集六〇頁。なお、天保飢饉時の松前藩への東北地方からの渡海については、『新北海道史』第二巻通説一（新北海道史印刷出版共同企業体、一九七〇年）六三六～六三七頁参照。
- (33) 『花巻市史・資料編』（花巻城代日誌七、花巻市教育委員会、一九八九年）一三頁。
- (34) 前掲『飢渴もの』下五二七～五二八頁。
- (35) 『天保三壬辰年稀集』（種市町教育委員会、一九九八年）一二頁。
- (36) 『八戸市史』史料編近世九（八戸市、一九八一年）一一八頁。

- (37) 『江刺市史』第五卷資料篇近世Ⅲ（江刺市、一九七六年）五九～六〇頁。
- (38) 『松島町史』史料編Ⅱ（松島町、一九八九年）六〇六頁。
- (39) 『新編青森県叢書』第三卷（歴史図書社、一九七三年）三二八頁。
- (40) 『津軽歴史記類』下巻（青森県文化財保護協会、一九五九年）一〇六～一〇七頁。
- (41) 『黒澤家日記 天保八年』（二〇二二年）三〇頁。
- (42) 『津軽新田記録』第三卷（盛家古文書年中日記第貳編、豊島勝蔵解説・発行、一九八七年）三三頁、三五頁。
- (43) 『秋田藩町触集』下（未來社、一九七三年）二九五頁。
- (44) 『金家文書Ⅱ』（森吉町史編纂会、一九八一年）一八二頁。